

徳島市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年3月29日

徳島市監査委員	稲井 博
同	工藤 誠介
同	森井 嘉一
同	西林 幹展

行政監査結果報告書

「基金の管理状況について」

徳島市監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の対象	1
第6	監査の着眼点	1
第7	監査の方法	1
第8	基金の概要	2
1	基金について	2
2	基金の種別	2
第9	監査の結果	3
1	本市における基金の設置状況	3
2	各基金の概要等について	4
3	基金の管理・運用について	20
第10	監査意見（むすび）	24

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているか、また、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

「基金の管理状況について」

第3 監査の目的

地方自治法第241条第1項では「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と定められており、本市においては、16の基金が条例により設置されている。このうち特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積立てるための基金が15基金、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金が1基金となっている。

これらの基金の管理及び運用状況を調査し、基金が当初の事業目的に沿って効率的に使用されているか、適切に管理されているか等について監査を実施し、今後の基金管理事務の改善に資することを目的とする。

第4 監査の期間

平成30年9月26日から平成31年3月26日まで

第5 監査の対象

- 1 対象事務 地方自治法第241条に規定する基金を管理する事務
- 2 対象部局 全部局（公営企業会計を除く。）
- 3 対象年度 平成29年度及び平成30年度（平成30年度は9月末時点まで）
ただし、必要に応じて平成28年度以前についても対象とした。

第6 監査の着眼点

- 1 基金の目的が明瞭で、管理及び運用に係る方針を定めているか。
- 2 基金の収入・支出の記録は適正に行われているか。
- 3 基金の運用は設置目的に沿って計画的に行われているか。
- 4 基金の積立及び取崩しの手続きは適正に行われているか。

第7 監査の方法

関係課に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査表）及び関係書類等の提出を求め、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

第8 基金の概要

1 基金について

基金とは、地方自治法（以下「法」という。）第241条第1項の規定により地方公共団体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため設置される資金又は財産のことで、条例によって設置されるものである。

基金は、特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないこととなっており、基金の運用から生ずる収益（以下「運用益」という。）及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないこととされている。（法第241条第2項及び第4項）

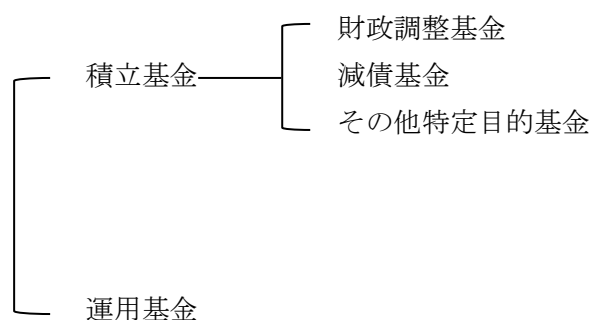
2 基金の種別

基金は、大きく分類すると「特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積立てるための基金（以下「積立基金」という。）」と「特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（以下「運用基金」という。）」に分類することができる。

積立基金は、特定の目的のために財源を確保するために設けられる財産であり、設置目的のためでなければ処分（取崩し）することができない。また、運用益については、基金に積み立てる場合とその目的である事業に充当する場合がある。積立基金には、地方財政法第4条の3の規定による財政調整基金、同法第7条の規定による減債基金及びその他の特定の目的のために設置する基金（以下「その他特定目的基金」という。）がある。

運用基金は、一定額の前資金を運用することにより特定の事務又は事業を運営するため設けられたものであり、設置については予算の執行の形式をとるが、一旦設置された後は予算とは関係なく前資金が順次回転運用されていくことになる。また、運用基金を設けた場合は、地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に提出しなければならない。（法第241条第5項）

基金の種別を図で示すと次のようになる。



第9 監査の結果

1 本市における基金の設置状況

本市においては、16の基金が条例により設置されており、積立基金が15基金、運用基金が1基金となっている。

本市の基金の設置状況は次の表のとおりである。

種 別	基 金 名 称	基金所管課	
積立基金	財政調整基金	財政課	
	減債基金	財政課	
	その他特定目的基金	芸術文化施設建設基金	文化振興課
		市民福祉基金	保健福祉政策課
		中小企業振興基金	経済政策課
		尾上嘉延農林水産業功労者表彰基金	農林水産課
		交通遺児就学激励基金	市民生活課
		墓地管理基金	市民環境政策課
		アレックス身体障害者スポーツ振興基金	障害福祉課
		国際交流基金	総務課
		水と緑の基金	まちづくり推進課
		LEDが魅せるまち・とくしま事業推進基金	経済政策課
		阿波おどり振興基金	観光課
		国民健康保険事業財政調整基金	保険年金課
介護保険事業財政調整基金	介護保険課		
運用基金	土地取得基金	財政課	

2 各基金の概要等について

(1) 財政調整基金

ア 基金の概要

設置目的	本市財政の健全な運営に資するため。
基金設置の経緯	地方自治法及び地方財政法に基づいて設置。
根拠法令	地方自治法第241条 地方財政法第4条の2から同条の4 徳島市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
設置年月日	昭和39年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	5,532,293,534	11,356,387	530,000,000	990,715,000	5,082,934,921
29	5,082,934,921	7,640,695	70,000,000	400,000,000	4,760,575,616
30	4,760,575,616	180,381	100,000,000	0	4,860,755,997
備考		利子積立は、内部運用及び外部運用による運用益。 その他積立は、前年度決算剰余金。 取崩は、当年度決算取崩。			

※平成30年度は、9月末現在。

(2) 減債基金

ア 基金の概要

設置目的	市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、もって将来にわたる財政の健全な運営に資するため。
基金設置の経緯	地方自治法及び地方財政法に基づいて設置。
根拠法令	地方自治法第233条の2及び241条 地方財政法第7条 徳島市減債基金条例
設置年月日	平成2年3月27日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	1,501,903,404	4,505,329	0	300,000,000	1,206,408,733
29	1,206,408,733	2,511,315	0	300,000,000	908,920,048
30	908,920,048	0	0	0	908,920,048
備 考		利子積立は、内部運用による運用益。 取崩は、当年度決算取崩。			

※平成30年度は、9月末現在。

(3) 芸術文化施設建設基金

ア 基金の概要

設置目的	本市の芸術文化施設建設に要する経費に充てるため。
基金設置の経緯	設置目的のため、市の一般財源から平成6年度に3億円を積み立てて基金を設置した。 その後、平成7年度に5億円、平成8年度に7億円を一般財源から基金に積み立てた。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市芸術文化施設建設基金条例
設置年月日	平成6年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	1,627,337,781	3,913,164			1,631,250,945
29	1,631,250,945	2,461,181			1,633,712,126
30	1,633,712,126	1,234,303			1,634,946,429
備 考		利子積立は、内部運用及び外部運用による運用益。			

※平成30年度は、9月末現在。

(4) 市民福祉基金

ア 基金の概要

設置目的	市民の福祉の向上及び増進を図るため。
基金設置の経緯	設置目的を達成するため、昭和53年に寄附金と一般財源により1億円を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市民福祉基金条例
設置年月日	昭和53年12月22日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	115,089,996			32,781,001	82,308,995
29	82,308,995			36,409,170	45,899,825
30	45,899,825			0	45,899,825
備考		運用益は、積み立てずに事業費充当。 取崩は、事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
小口生活資金貸付金	309,700		9,700	300,000
民生児童委員報償費	51,102,000		20,894,000	30,208,000
民生児童委員協議会補助	7,891,960		1,377,800	6,514,160
民生委員その他の活動費	189,875		189,875	
社会福祉協議会運営費補助	48,933,421		1,481,421	47,452,000
市社協事業推進費補助	367,000		367,000	
地区社協事業推進費補助	3,077,000	173,778	2,903,222	
在宅福祉サービス事業費補助	767,000		767,000	
福祉ボランティア活動支援事業	4,749,000		4,749,000	
災害ボランティアコーディネーター養成事業	51,000		51,000	
災害ボランティアセンター活動支援事業費	1,421,152		1,421,152	
在宅医療相談推進事業費	2,198,000		2,198,000	
備考	その他の内容 小口生活資金貸付金：貸付金収入 民生児童委員報償費：県負担金 民生児童委員協議会補助：県負担金 社会福祉協議会運営費補助：一般財源			

(5) 中小企業振興基金

ア 基金の概要

設置目的	本市の中小企業の振興を図るため。
基金設置の経緯	昭和53年に本市の中小企業の振興を図るため、一般財源より1億円を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市中小企業振興基金条例
設置年月日	昭和53年12月22日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	392,693,740			33,400,800	359,292,940
29	359,292,940			34,915,395	324,377,545
30	324,377,545				324,377,545
備 考		運用益は、積み立てずに事業費充当。 取崩は、事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
中小企業等人材確保・育成事業費	2,774,724		2,774,724	
中小企業販路拡大支援事業費	9,479,040		4,801,640	4,677,400
創業促進事業費	7,642,642		5,183,142	2,459,500
制度融資維持対策事業費	3,498,677	729,383	2,769,294	
中心商店街等活性化支援事業費	4,237,000		3,187,000	1,050,000
UIJ ターン促進事業費	373,000		373,000	
ワークライフバランス推進事業費	1,300,000		1,300,000	
中小企業振興基本条例啓発事業費	87,191		87,191	
とくしま地域資源活用支援事業費	8,652,752		4,439,404	4,213,348
勤労者福祉サービスセンター推進事業費	10,000,000		10,000,000	
備 考	その他の内容 中小企業販路拡大支援事業費：国補助金 創業促進事業費：国補助金、他市町村分担金 中心商店街等活性化支援事業費：一般財源 とくしま地域資源活用支援事業費：国補助金			

(6) 尾上嘉延農林水産業功労者表彰基金

ア 基金の概要

設置目的	本市農林水産業の発展に寄与し、その功績が顕著な者又は団体の表彰を行うため。
基金設置の経緯	農地委員会の雇員として採用され本市職員として農作物の安定供給のため29年間勤務された尾上嘉延氏より、昭和51年6月末の同氏が退職の際、本市農林水産業の発展のために寄附された100万円を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市尾上嘉延農林水産業功労者表彰基金条例
設置年月日	昭和51年10月20日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	1,000,000				1,000,000
29	1,000,000				1,000,000
30	1,000,000				1,000,000
備 考		運用益は、積み立てずに事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
農林水産業功労者等表彰 経費	130,922	2,000		128,922
備 考	その他は、一般財源			

(7) 交通遺児就学激励基金

ア 基金の概要

設置目的	義務教育を受け又は受けることとなる児童及び生徒のうち保護者を交通事故により失った者(以下「交通遺児」という。)に対し、激励金を贈ることにより、就学への意欲の向上に資するため。
基金設置の経緯	義務教育を受け又は受けることとなる交通遺児に対する就学意欲向上のため、寄附金及び一般財源により昭和46年3月に制定した「徳島市交通遺児就学激励基金条例」に基づき基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市交通遺児就学激励基金条例 徳島市交通遺児就学激励金規則
設置年月日	昭和46年3月25日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	36,733,856		110,000	779,530	36,064,326
29	36,064,326		90,000	657,707	35,496,619
30	35,496,619		122,000		35,618,619
備考		運用益は、積み立てずに事業費充当。 その他積立は、徳島自転車軽自動車商業事業組合からの寄附金。 取崩は、事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
交通遺児就学激励金	730,000	72,293	657,707	
備考	運用益が激励金の額に満たない場合は激励金の額を限度として、基金の取崩しを行っている。			

(8) 墓地管理基金

ア 基金の概要

設置目的	本市が設置する墓地の適正な管理を行うため。
基金設置の経緯	昭和56年度住宅地区改良事業において、点在する墓碑をまとめるため「徳島市不動中須墓地」として市営墓地を設置した。 当該墓地を適正に管理することを目的に、墓地利用者から徴収した使用料のうち管理料を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市墓地管理基金条例
設置年月日	昭和57年3月30日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	600,000				600,000
29	600,000				600,000
30	600,000				600,000
備考		運用益は、積み立てずに事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
墓地管理費	484,005	1,200		482,805
備考	その他は、一般財源。			

(9) アレックス身体障害者スポーツ振興基金

ア 基金の概要

設置目的	身体障害者の健康の増進及びスポーツの振興を図るため。
基金設置の経緯	昭和60年10月にミリオン商事株式会社より1,100万円の寄附があり、うち100万円は昭和60年度身体障害者スポーツ振興事業として使用し、残りの1,000万円を積み立てて基金を設置した。また、平成元年6月にミリオン商事株式会社より2千万円の寄附があり、基金に積み立てた。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市アレックス身体障害者スポーツ振興基金条例
設置年月日	昭和60年11月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	26,368,821			332,000	26,036,821
29	26,036,821			410,431	25,626,390
30	25,626,390				25,626,390
備考	運用益は、積み立てずに事業費充当。 取崩は、事業費充当。				

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
団体スポーツ大会開催事業	175,000	52,069	410,431	
障害者スポーツクラブ助成事業	192,500			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	95,000			

(10) 国際交流基金

ア 基金の概要

設置目的	本市の国際性を高揚するとともに、国際交流を通じて市民の国際感覚の醸成に資するため。
基金設置の経緯	設置目的を達成するため、昭和58年4月に1億円を一般財源から積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市国際交流基金条例
設置年月日	昭和58年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	100,000,000				100,000,000
29	100,000,000				100,000,000
30	100,000,000				100,000,000
備 考		運用益は、積み立てずに事業費充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
国際交流事業補助	1,000,000	200,000		800,000
備 考	その他は、一般財源。			

(11) 水と緑の基金

ア 基金の概要

設置目的	本市の河川環境の向上及び都市緑化を総合的に推進するため。
基金設置の経緯	民間と行政が一体となり、河川環境の保全整備、都市緑化の推進など恒久的な運動を展開できるような環境が必要であるとの考えから、昭和61年4月に市民・企業・団体からの寄附金と一般財源からの積み立てによって設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市水と緑の基金条例 徳島市水と緑の推進協議会設置要綱
設置年月日	昭和61年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	173,348,423		1,206,347	6,584,000	167,970,770
29	167,970,770		1,185,603	6,909,000	162,247,373
30	162,247,373				162,247,373
備考	運用益は、積み立てずに事業費充当。 その他積立は、法人・団体からの寄附及び街頭募金。 取崩は、事業費充当。				

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
水と緑の推進事業	1,350,244	335,878	873,000	141,366
花と緑のまちづくり事業	4,631,000		4,631,000	
シンボルロード維持管理	1,355,000		1,355,000	
環境保全啓発事業	50,000		50,000	
備考	その他は、一般財源。			

(12) LED が魅せるまち・とくしま事業推進基金

ア 基金の概要

設置目的	LED（発光ダイオードをいう。）を活用したまちづくりに関する事業を総合的に推進するため。
基金設置の経緯	平成19年度から「LEDが魅せるまち・とくしま推進事業」を実施し、橋梁等へのLED景観整備や「徳島LEDアートフェスティバル2010」を開催した。その後、日亜化学工業株式会社が、社会的貢献事業の一貫として、「LEDが魅せるまち・とくしま推進事業」の取り組みに賛同して、寄附金の申し入れがあり、本寄附金（1億円）及び一般財源（1億円）の計2億円を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 LEDが魅せるまち・とくしま事業推進基金条例
設置年月日	平成22年12月22日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	455,449,850			29,123,320	426,326,530
29	426,326,530			77,251,334	349,075,196
30	349,075,196				349,075,196
備考	運用益は、積み立てずに事業費充当。 取崩は、事業費充当。				

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の基金充当状況

(単位：円)

充当事業	事業費	財源内訳		
		運用益	基金取崩	その他
LEDが魅せるまち・とくしま推進事業	81,779,350	852,653	75,293,334	5,633,363
防犯灯設置費補助	3,110,000		1,758,000	1,352,000
商店街共同施設設置費補助	200,000		200,000	
備考	その他は、一般財源。			

(13) 阿波おどり振興基金

ア 基金の概要

設置目的	阿波おどりを安定的に運営するとともに、未来に向けて発展させていくため。
基金設置の経緯	平成30年5月25日に一般社団法人徳島新聞社より阿波おどり振興寄附金へ3億円の寄附があり、そのうち2億1,600万円で阿波おどり用積立取得し、残りの8,400万円を積み立てて基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 阿波おどり振興基金条例
設置年月日	平成30年6月25日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
30	—		84,000,000		84,000,000
備考		その他積立は、一般社団法人徳島新聞社からの寄附金。			

※平成30年度は、9月末現在。

(14) 国民健康保険事業財政調整基金

ア 基金の概要

設置目的	国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため。
基金設置の経緯	国の通知に従い、会計が安定化した平成5年に基金条例を制定し基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市国民健康保険事業財政調整基金条例
設置年月日	平成5年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	0				0
29	0				0
30	0				0
備 考		平成5年度と平成8年度に積み立てたが、その後取崩しを行い、平成16年度以降は残高が0円となっている。			

※平成30年度は、9月末現在。

(15) 介護保険事業財政調整基金

ア 基金の概要

設置目的	介護保険事業の健全な財政運営に資するため。
基金設置の経緯	介護保険の保険料は、3カ年の事業運営基金の保険給付に必要な費用を見込み保険料を賦課することから、年度間の給付費等に要する財源調整をするため、平成12年に基金を設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市介護保険事業財政調整基金条例
設置年月日	平成12年4月1日

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加		減少	
		利子積立	その他積立	取崩	
28	720,712,523	2,368,695	109,912,008	278,062,000	554,931,226
29	554,931,226	1,304,529	222,522,305	372,197,000	406,561,060
30	406,561,060		314,136,336		720,697,396
備 考		利子積立は、内部運用による運用益。 その他積立は、介護保険事業特別会計からの積立。 取崩は、介護保険事業特別会計へ充当。			

※平成30年度は、9月末現在。

(16) 土地取得基金

ア 基金の概要

設置目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。
基金設置の経緯	昭和44年に設置目的のため一般財源より1億5,000万円を積み立て運用基金として設置した。
根拠法令	地方自治法第241条 徳島市土地取得基金条例
設置年月日	昭和44年11月15日
基金の運用、土地の取得方法	土地の先行取得については、土地取得基金から土地取得特別会計を通じて徳島市土地開発公社に資金の貸し付けを行い、徳島市土地開発公社が土地を先行取得するという方法で行われている。 徳島市土地開発公社が先行取得した土地は、正式に事業化された段階で一般会計から買い戻される。 貸し付けに使用されない残金は、歳計現金への内部運用及び金融機関等への外部運用により運用されている。

イ 基金の残高増減表

(単位：円)

年 度	前年度末 現在高	年度中増減額		当年度末 現在高
		増加	減少	
28	4,432,306,205	13,297,030	0	4,445,603,235
29	4,445,603,235	8,595,184	0	4,454,198,419
30	4,454,198,419	25,205	0	4,454,223,624
備 考		増加は、徳島市土地開発公社への貸付金利子及び内部運用、外部運用による運用益。		

※平成30年度は、9月末現在。

ウ 平成29年度の徳島市土地開発公社への資金貸付状況

(単位：㎡、円)

徳島市土地開発公社が 先行取得した公共用地	取得年度	面積	貸付金
公有用地 住吉ポンプ場築造工事等用地	昭和61年度	943.84	482,763,944
公有用地 教育施設用地	平成4年度	16,816.49	
公有用地 鉄道高架促進事業用地	平成16年度	1,424.11	
公有用地 四国横断自動車道側道用地	平成29年度	3,428.52	99,423,272
代行用地 四国横断自動車道側道用地	平成28年度	5,274.76	274,091,875
	平成29年度	3,450.00	
合 計			856,279,091

※公有用地・・・徳島市土地開発公社が所有権を取得した土地

代行用地・・・徳島市土地開発公社が徳島市に所有権を取得させた土地

3 基金の管理・運用について

本市の基金の管理運用について必要な事項は、各基金の設置条例、徳島市基金事務取扱規則（以下「規則」という。）等によって定められており、各課等の役割は次のようになっている。

財政課（財政部長・財政課長）

- ・基金の総括・調整（財政部長）
- ・運用計画案の調製（財政課長）
- ・運用計画の決定（財政部長）

会計課（会計管理者）

- ・基金の保管・運用
- ・基金整理簿の整備

基金所管課（基金所管課長）

- ・基金の運用（運用計画に基づき会計課に運用依頼）
- ・基金の処分・廃止・積立
- ・基金管理簿の整備・異動状況の報告

(1) 基金の収入・支出の記録について

基金の収入・支出の記録については、規則第5条第2項によって基金所管課長が基金管理簿を設け、基金に異動があったときは、その都度基金管理簿を整理するとともに、毎年3月31日現在をもってその異動状況を報告する書類を作成し、その年の4月30日までに会計管理者に報告することと定められている。また、規則第6条には、会計管理者が基金整理簿を設けて、前条第2項の報告に基づき、当該基金整理簿に記録することが義務付けられている。

基金管理簿については、各基金所管課で作成されており、作成方法は、全て電子データによるものであったが、様式・記載内容については統一されておらず、基金の異動状況が把握しにくいものがあった。

基金整理簿は、会計課において全ての基金について適正に作成されていた。

(2) 基金の運用について

ア 運用方針

基金の運用計画は次の運用方針に基づいて定められている。

- ・地方公共団体の行財政改革の一環として、資金運用をより有利かつ効率的に行う。
- ・平成17年4月からのペイオフの全面解禁などに伴い、今まで以上に公金の管理に自己責任と安全性を重視する。
- ・本市の基金の運用に関して、それぞれの条例で定める特定の目的に応じ、確實かつ効率的に運用する。

イ 運用状況

本市の基金は運用計画に基づき、全ての基金で内部運用（繰替運用）が行われており、一部の基金について外部運用（短期・中期・長期）が行われている。

(ア) 内部運用（繰替運用）

期間及び利率を定めて歳計現金へ繰り替えて運用する繰替運用で、全ての基金条例において繰替運用の規定が定められている。本市においては、各会計の資金不足を基本的に歳計現金の一本化で調整しており、さらに不足する場合について基金の繰替運用により対応している。

(イ) 外部運用（短期・中期・長期）

外部の金融機関による運用で、一部の基金について譲渡性預金口座又は大口定期預金口座による運用を行っている。運用先は、当該基金の取り崩し時期を考慮に入れて、金融機関に見積合わせを行い決定している。なお、国債や地方債などの長期債券による運用は行われておらず、今後の金利情勢を見ながら検討することとしている。

- ・短期運用 1か月程度
- ・中期運用 1か月以上～3か月未満の運用
- ・長期運用 3か月以上

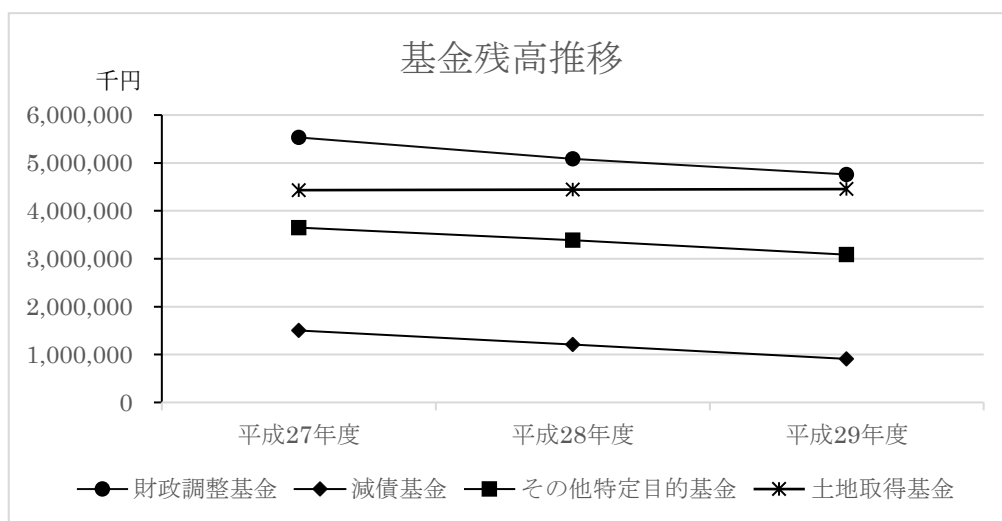
平成29年度の基金の運用状況は、次の表のとおりとなっている。

基金名称	運用種別			
	内部運用	外部運用		
		短期	中期	長期
財政調整基金	○	○	○	○
減債基金	○			
芸術文化施設建設基金	○		○	○
市民福祉基金	○			
中小企業振興基金	○			
尾上嘉延農林水産業功労者表彰基金	○			
交通遺児就学激励基金	○			
墓地管理基金	○			
アレックス身体障害者スポーツ振興基金	○			
国際交流基金	○			
水と緑の基金	○			
LEDが魅せるまち・とくしま事業推進基金	○			
国民健康保険事業財政調整基金	○			
介護保険事業財政調整基金	○			
土地取得基金	○		○	

※阿波おどり振興基金は、平成30年度に設置。

ウ 基金残高の推移

平成27年度から平成29年度の基金残高の推移は次のグラフ及び表のとおりとなっている。



(単位：千円)

基金名称	27年度	28年度	29年度
財政調整基金	5,532,294	5,082,935	4,760,576
減債基金	1,501,903	1,206,409	908,920
その他特定目的基金	3,649,335	3,385,783	3,084,596
芸術文化施設建設基金	1,627,338	1,631,251	1,633,712
市民福祉基金	115,090	82,309	45,900
中小企業振興基金	392,693	359,293	324,378
尾上嘉延農林水産業功労者表彰基金	1,000	1,000	1,000
交通遺児就学激励基金	36,734	36,064	35,497
墓地管理基金	600	600	600
アレックス身体障害者スポーツ振興基金	26,369	26,037	25,626
国際交流基金	100,000	100,000	100,000
水と緑の基金	173,348	167,971	162,247
LEDが魅せるまち・とくしま事業推進基金	455,450	426,327	349,075
国民健康保険事業財政調整基金	0	0	0
介護保険事業財政調整基金	720,713	554,931	406,561
土地取得基金	4,432,306	4,445,603	4,454,198
合計	15,115,838	14,120,730	13,208,290

※阿波おどり振興基金は、平成30年度に設置。

(3) 基金の積立・取崩しについて

基金の積立・取崩しについては、平成29年度において7基金において運用益の利子積立や寄附金等による積立が行われており、9基金について事業充当等による取崩しが行われていた。

積立は、規則により財政課長の合議が必要であるが、合議が行われていないものが利子積立について1件あった。取崩しは、規則により財政課長及び財政部長を経て市長の決裁を受ける必要があるが、全て適正に処理されていた。

第10 監査意見（むすび）

本市の基金残高の総合計は、平成27年度末で151億1,583万8千円、平成28年度末で141億2,073万円、平成29年度末で132億829万円と年々減少してきている。このうち財政調整基金と減債基金については、平成28年度決算及び平成29年度決算において実質単年度収支が赤字となったために取崩しを行っているものであるが、その他特定目的基金についても運用益だけでは事業費を賄うことができず、事業費充当のための取崩しを行っている基金があるものである。

そのような中、今後の基金管理事務の改善に資することを目的として監査を実施したものであるが、各基金の管理事務は概ね適正に行われていた。今後は以下の点に留意してより一層の基金管理事務の適正化に努められたい。

1 基金管理簿の統一、マニュアル化

基金所管課は、規則第5条第2項によって基金管理簿を整備することが義務づけられており、各基金所管課において電子データにより作成されていた。しかしながら、統一された様式や記載マニュアルがないことから記載内容は各基金所管課で様々であり、基金の状況が把握しにくいものがあった。今後、より適正な基金管理を行うため基金管理簿の統一的な様式や記載マニュアルを作成することを検討されたい。

2 基金の運用について

本市の基金は、財政部長が会計管理者と協議のうえ策定した運用計画に基づいて運用されている。運用状況については、歳計現金の一時的な不足額について基金の繰替運用で対応している状況があることから、殆どが内部運用となっており、金融機関への外部運用は一部の基金にとどまっている。また、金利状況や運用期間によっては預金よりも運用益を確保できる場合がある長期債券による運用は行われていない。

本市においては、扶助費等の義務的経費が高い水準にあるほか、老朽化が進む公共施設への対応や防災及び減災対策など、今後ますます財政需要が増大する事が予測されており、厳しい財政状況が見込まれている。こうした中で、安定した財政運営を行うためにも本市の財産である基金の効果的な運用により運用益を確保していくことは重要である。今後、経済情勢や金利状況及び内部運用の状況を適切に判断して外部運用についても検討し、より効率的で安全な資金運用に努めることを望むものである。